

# 議会だより

NO.140 発行／福島県北塩原村議会 編集／議会広報調査特別委員会 ☎(0241)23-3263 〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151  
ホームページアドレス：<http://www.vill.kitashiohara.fukushima.jp/gikai/>



3月定例議会風景（3月12日～18日）

あなたも議会を傍聴してみませんか。

ご希望の方は、議会事務局へご連絡ください。

直通（23—3263）



## 村政報告



村長 小椋 敏一

招 集  
挨 拶3月  
定例会

3月12日～18日

一、NHK大河ドラマ  
「天地人」放送記念関連イ  
ベントの開催について

本年は『「天地人」 会津米沢街道ゆかりの魅力を発見しよう』をキャッチフレーズに、三つの関連イベントを開催する。

一つ目は、「天地人」の原作者であります火坂雅志先生をお招きして、この三月二十二日、裏磐梯猫魔ホテルにおいて講演会を開催する。村民の皆さんはじめ、観光関係者の皆さんに「愛を掲げ義を貫いた直江兼続」の生涯などの講演についてぜひ耳を傾けていただき、本村の旧米沢会津街道筋が天地人ゆかりの地であることを広くPRしたいと思ひ企画したものである。村内外より多数ご来場くださいますようお願いを申し上げます。

二つ目は、第二回となりますNHK大河ドラマ天地人ウォークを開催する。主人公の直江兼続や、兼続を支えた上杉景勝が歩いた旧会津米沢街道を舞台に、大塩松原間約十キロメートルを歴史探訪するウォークとして、村、福島民報社で組織する実行委員会主催、NHK福島放送局、地元区長会共催、米沢市、会津若松市、地元関係団体、マスコミ各社の後援による開催である。そのほか多数の協力のもと、来る五月十七日に開催する。

また、七月には米沢市との共催による米沢市綱木・松原金山間のワンデーマーチウォーキングのイベントを計画している。

以上、村をあげて三つの天地人関係のイベントを開催する。自然だけでなく、歴史や文化を生かした新たな形で全国に向けて村をPRしていきたいので、村民の皆様がたのご協力もよろしくお願いを申し上げます。

二、裏磐梯観光大使、普  
天間かおりさんのチャリティー  
コンサートの開催について

来る三月二十八日、若松文化センターにおいてコンサートを開催する。このコンサートは村、福島民報社などで組織する北塩原村エコツーリズム推進事業実行委員会の主催で開催する。また、ラジオ福島の後援をいただき開催するものである。

村内から募集しました詩などをもとに普天間かおりさんが北塩原村のために作ってくださいました北塩原村の歌「僕の誇り」を村内の子供たちと一緒に歌うこととなっている。私もこの歌

「僕の誇り」を今から大変楽しみにしているところである。北塩原村裏磐梯の観光PRに一役を買う宝がまた一つ増えたと期待しているところである。

村内外の皆様がたに多数ご来場いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

## 三、人事関係について

一つ目は、実務研修生派遣についてである。職員の資質向上を図るため、研修生の受け入れについて福島県当局へお願いをしてきたところであるが、この四月一日から職員一名を実務研修生として県に派遣することと内定した。配属先は福島県市町村総室であり、派遣期間は一年である。

また、現在、東京都杉並区に職員一名を派遣しているが、この三月末で期間満了となる。首都圏での研修成果を今後交流人口拡大に活かしていきたいと考えている。

二つ目は、福島県との相互人事交流についてである。県との相互人事交流により、平成十九年度から二年間、職員一名を県の観光交流課へ派遣、県のほうからは税務課で税務徴収業務を通して村職員の指導などにあたっ

ていた。この三月末で期間満了となるが、それぞれ県のノウハウを取り入れることができたと思っている。

また、今後さらに県との連携強化が図られ、村政振興に役立つものと確信している。

三つ目は村職員の退職者と新規採用予定者についてである。この三月末の退職者の予定の職員は四名である。一方、四月からは職員四名を新規に採用する予定である。



裏磐梯観光大使、普天間かおりさんがチャリティーコンサートを開催

平成21年3月28日 於：会津若松市民文化センター

## 一般質問

1

7番 遠藤 祐一



## 1 未曾有の景気悪化に伴い当村企業への支援対策について

- (1) 村内中小企業への支援策を伺う。
- (2) 村内の緊急雇用支援策について伺う。

## 観光政策課長

村内中小企業への支援策については、設備投資や経営の合理化などに対する融資、経営改善資金への利子補給など、企業振興資金保証融資制度や、企業融資利子補給制度を設け、村内の中小企業に支援している。

緊急雇用支援策については、経済の悪化の影響により解雇された非正規労働者や中高年齢者に対して一時的に就業の機会を

提供するため、県の緊急雇用創出事業を活用し、雇用の確保に努力をしている。

## 再質問

隣接市町村では、保証協会を利用し中小企業に支援をしていると聞いたが、当村では、中小企業へどのような支援策をしているのか。これ以外の制度があるのか。また、村内で資金制度を利用している方、希望者はいるか伺う。

次に、ふるさと雇用再生特別基金事業計画や、緊急雇用創出基金事業の制度は、当村に適用になるのか。それが実質雇用対策につながるのか。

また、現在、失業者は、どのくらいいるのか伺う。

## 観光政策課長

企業融資に関する制度とは、北塩原村中小企業振興資金保証融資制度のことである。これは商工会長の推薦を受けたものがこの制度に該当するもので、商工会が窓口になっている。

また、北塩原村中小企業融資利子補給金交付制度は、福島県内の銀行から借り入れた利子に

対して村が補てんする制度で、この制度の窓口も村商工会になる。今後、これ以外の制度の計画は予定していない。

この制度の利子補給の場合は、三十三事業所の中で四十四件の方に對して村が利子の補給を行っている。

次に雇用対策については、福島県ふるさと雇用再生特別基金事業と、緊急雇用創出基金事業の二つの事業がある。

また、福島県内の失業者は、五千三百六十三人と言われているが、村内の失業者については、把握していない状況である。

保証協会の補償制度については、村が福島県保証協会に毎年一千万円を貸し付けて、その中で行うものである。

## 2 S56年以前

## 耐震診断について

- (1) 診断結果後の対応処置を伺う。

## 総務企画課長

村の公共施設である役場庁舎（コミュニティセンター含む）、村民体育館、明大セミナーハウス、村生活改善センター、裏磐梯物産館の五施設を平成二十年

度の国の二次補正の事業で耐震診断を行なう予定である。

これを平成二十一年度へ繰り越して耐震診断を実施した結果によって、施設ごとの危険性の度合い、防災計画上の機能の重要度、さらには財政負担などを十分考慮して、年次計画を立て耐震化の推進を図っていく。

## 再質問

耐震診断の五施設中にグリーンセンターは、入っていないのか。診断結果では、当然補修する部分等が出てくると思うが、この費用面は、補助事業か、それとも自主財源になるのか伺う。

## 総務企画課長

大塩グリーンセンターは、昭和五十六年以前に建てられた建物で、現在老朽化が進んでおり、今後利用の見込みがないので、耐震診断は実施しない。

また、改修等を行う場合の財源については、国の交付金事業等を取り入れ、タイミングを見計らって実施したい。

## 3 橋梁長寿命化計画

## 策定について

- (1) 調査結果後の当村の18橋梁改修計画策定を伺う。
- (2) 村内砂防堤現状から見て安全上問題がないか伺う。

## 産業政策課長

橋梁長寿命化計画策定により橋梁の健全度を把握するので、その結果を踏まえて、改修計画を策定したい。

次に、砂防ダムとは、急峻な河川に流れてくる土砂をため、溪岸、溪床の不安定土砂を押さえ、下流河川における河床上昇による洪水氾濫災害を防止するためにつくられるものである。砂防ダムを設計するに当たっては、地質・岩質・岩盤の支持力・断層・岩盤の透水性等を調査し、ダムサイトが決定される。また、堰堤の断面は地形、地質及び流出土砂形態を考慮して、堤体及び基礎地盤の安全性を確保できる設計となっており、土砂が堆積しても安全であり問題はない。



## 再質問

現在の十八橋を調査し、橋梁改修計画を策定するというが、調査した結果では、いろんな内容が出てくると思う。費用関係は、補助対象につながり、補修工事や修正工事ができるのか。また、計画策定並びに実行は、いつごろになるのか伺う。

次に、砂防堤は、一応一旦防ごうな中身にはなっていない。村民は、あれだけ水が満杯になっていると最悪大雨によって、土砂崩れが発生しないのかと考えるわけだが、問題ないのか伺う。

## 産業政策課長

修繕に係る費用については、長寿命化修繕計画に位置付けられた予防的な修繕及び計画的な架け替えにたいしては、二分の一の補助になると思う。

今回の計画の策定は、四ヶ月から六ヶ月程度の予定である。

また、今回は、十八橋の策定になるが、平成二十五年までの計画策定なので、残りの約三十橋については、順次計画に入れていきたい。

砂防堰堤の働きは、まず急峻な河川に土砂が流れるのを防ぐ

のが目的で設置してある。大雨で土砂が流れてきても洪水で、一時ストックして、大雨がやんでから自然ともとの安定勾配に流れる設計になっているので、すぐに危険だという状態にはならない。

## 4 北山地区の

## 農地管理について

(1) 北山地区の遊休農地を調査した結果を踏まえ、今後の活用推進策を伺う。

## 農業委員会事務局長

昨年の北山地区の遊休農地調査によると、山沿いの農地を中心に十ヘクタール程度が遊休化している。遊休農地の内訳は、すぐに耕作可能な土地が三ヘクタール程度、基盤整備して農地に復元可能な土地が四ヘクタール、森林・原野化し農地に復元不可能な土地が三ヘクタール程度となっている。

## 再質問

昨年から農業促進事業であるパイプハウス等の事業を産業政策課と整合性を図りながら実施

しているが、別な考えがあれば伺う。

## 農業委員会事務局長

現在の遊休農地は分散して、すぐに利用できるような土地は少ない。農地を所有していない方が小面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する方法として市民農園の制度がある。

これからは貸し手農家の掘り起こしを図り、市民農園を開設して利用者を募集し農業に親しんでもらうことも検討したい。

## 一般質問

2

8番 小 椋 元



## 1 入湯税について

① ラビスパと湖望の入湯者に入湯税を課さないという条例は何を根拠に成り立つのか伺う。

## 税務課長

ご指摘の条文は、村税条例第百四十二条第一項第四号及び第五号に規定されており、その根拠は、地方税法第六条第一項に、地方公共団体は公益上、その他事由により課税をしないことができる旨規定されており、その条文を根拠にしている。

## 再質問

ラビスパの隣に別な旅館があったとしたら、ラビスパは入湯税がかからず、ほかの旅館はかかるとなれば、地方税法第六条に適用するのか。これは、憲法違反か法律違反にならないのか伺う。また、ラビスパと湖望に入湯税を課税しないという条例を決める前の分は、当然かかると思うがどうか。

## 税務課長

地方税法の入湯税の章には課税免除の項目、不均一課税の項目はなく、地方税法第六条関係によって条例に定める場合は課税免除できる、不均一課税できる条文となっている。村では、課税免除の要件として満年齢十二歳未満の者と、学校教育法関

係の児童生徒の行事又は修学旅行等で入湯する者と規定しており、その他に第四号、第五号としてラビスパ裏磐梯、湖望という規定を追加している。その理由は、住民の福祉向上を図るため村が設置した施設における入湯税については課税免除すると規定したもので、憲法違反、法律違反、条例違反ではない。

また、従前の分については、時効等あるので、法律にのっとり処理したい。

## 再々質問

どこまでが時効なのか。どこまで責任があるのか。その責任はどうするのか伺う。

## 税務課長

時効については、一般的な税法の関係の時効のことである。課税債権については、時効五年と地方税法で決まっている。ラビスパの以前の分については、課税免除該当要件だということとで課税していなかったが、平成十七年十二月の議会で税条例の一部改正をお願いして二つの施設を追加した。徴税吏員については、地方税

法または、村税条例に基づいて事務の執行を行なっているのだから違法性はないと認識している。なお、二つの施設については、課税免除該当の入湯ということで、以前の分についての責任はない。

## 村 長

平成八年にこの施設を建てた当時、議会の中で入湯税を課すかどうかという論議がされた経緯があるが、ラビスパ裏磐梯については入湯税を課さないという事で決定された。

## 2 若者定住事業（ラビスパ）について

- ① 燃料をタイヤにして経費の節約はできたのか伺う。
- ② 温泉湧出量は掘削当初と変わりがなかったか伺う。

## 総務企画課長

ラビスパ裏磐梯にタイヤボイラーを導入後の節約については、導入前より燃料にかかる費用が年額約七百万円から八百万円は多少なくなったので、経費の節約はできたと思う。

ラビスパ裏磐梯の温泉湧出量については、掘削当初と比較し

てもほとんど変わらない。

## 再質問

ラビスパ裏磐梯と株式会社ラビスパに対しては、村が出資しているから、当然、監督責任があるの、調査や報告を受ける必要があると思うが、入館者数、入込み数について去年と今年に分を伺う。

また、入込み数と入館者数の、言葉の違い、意味の違いも伺う。

## 総務企画課長

入館者とは、実際に入館した人数のことであり、入込み数とは、観光入込み数という言葉を使っている。観光統計の中で、十九年のラビスパの入込み数は、レクリエーション行楽地の区分で七万四千人という数字になっている。

## 再々質問

若者定住のことだが、村の税金を注ぎこんでいるのだから、任せっぱなしでいいのか。毎年、役員会や取締役会があるのだから、報告をもらうなり、自分か

ら調査するような監督責任はあるのではないか。

入館者と入込み数は同じとあったが、数字はあっていない。入込み数と入館者は、どこで発表したものか伺う。

## 総務企画課長

ラビスパの入館者、入込み数が同じであると言ったのは、言葉の違いであり、出所が同じなので、同じだと思う。平成十九年の歴年での入込みについては、約七万四千人という数字になっている。

## 3 退職勧奨について

- ① 年齢五十年以上の職員について退職勧奨制度があるのに何故五十九才条項が必要なのか伺う。
- ② 退職者あるいは欠員が何名か決まらないうちに採用を決めるのは裁量権の乱用ではないか伺う。

## 副村長

現在の退職勧奨に関する要綱は、最初に「五十九歳に達した職員」全員を退職勧奨者と定め、さらに特に必要な場合には「年齢五十年以上の職員」まで対象にできるという規定である。

次に、退職者あるいは欠員が決まらないうちに採用を決めるのは裁量権の乱用ではないかというところについては、定められた要綱により退職勧奨対象者の人数などを考慮し、職員の採用準備を並行して進めているもので、裁量権の乱用には当たらないと考える。

## 再質問

五十歳以上になると退職勧奨というのがあるのに、さらに上に五十九歳の退職勧奨の条項があるのは、強制的に辞めさせるために作ったものではないのか。五十九歳で辞めるのを見込んで来年の採用を決めているのか。また、五十九歳の退職勧奨の条項は、廃止するつもりがないのか伺う。

## 副村長

現在の要綱の五十九歳の条項については、当時、定員管理の適正化、行財政改革の推進等の目的のため設けられたものだが、一律の強制ではなく個々に説明をし承諾を得ている。

次に、採用はあくまで四月一日付けで、並行して事前の準備

を進めているものである。  
また、五十九歳条項を今年度内すぐに撤廃することは考えていない。

## 再々質問

どこの市町村にも退職勧奨はあるが、この二段階の五十九歳で勧奨する条項はないようなので、なくすべきではないか。

## 副村長

退職勧奨については、組織の活性化など人事管理上等の必要に応じで行っている。現在の要綱に基づく取扱いについては先ほど答弁したとおりだが、今後、組織・人員構成等を踏まえ、また、管理職と一般職の別も考慮して、検討していきたい。

## 4 人件費について

- ① 五十九歳で退職すればいかなる程の節約になるか伺う。
- ② 五十五歳で昇給停止にしているがいくら節約になっているか伺う。またいつまで続けるのか伺う。
- ③ 職員の削減で一億三千万円程人件費が減額になったとして

いるが、結果事務の遅れあるいはサービス残業が増えたということはないか伺う。

## 総務企画課長

五十九歳で退職すればどのくらいの節約になるのかについては、退職する職員、あるいは補充の状況によって変わるので、一概には言えない。

また、現在、五十五歳の昇給停止は、実施していない。

次に、職員の削減によって、事務の遅れや残業が増えたというのではないについては、事務の電算化、外部委託、県との人事交流などにより職員の資質向上を図り、さらには組織機構の見直し等を行いながら、職員数を段階的に減らしてきたので、これが原因で事務の遅れが生じたり、超過勤務が増えたということはない。

## 再質問

五十九歳で辞めた場合と、新採用の場合は、いくらぐらい人件費が浮くのか伺う。

次に、今まで議会事務局の職員は、一人は局長、もう一人は職員だと思う。今は、控室を空

にして議場に来ているし、また、車の運転手までやらせられている。これも人件費の削減にばかり走って、議会をなきものにしていくと思うが伺う。

## 総務企画課長

課長職が退職し、大卒が一名採用になった場合、一年間の給料の差額は、だいたい二百八十万円前後。手当等を入れて計算すると四百万円くらいの差になると思う。

次に、議会の事務職員は、二名の配置になっているが、以前は総務課と兼務職員が一名いたり、事務分掌の中で統計部門を議会の職員が担当したり、あるいは総務の事務の一部を持っていたりしていた。今回、その事務は、長部局に戻し、議会で運転業務を持つようになったが、事務量等は従前と変わらない。

## 再々質問

人件費の削減・定数の削減をするのであれば、その分どこからか企業を呼んでくるとか、考えるべきだと思うが伺う。

## 総務企画課長

村では、定員削減しなくても企業誘致については、前々から努力しているところであり、今後も検討する問題になると思う。

## 5 例規集について

① 全く必要ないと思われる条例があります。廃止して例規集をスリム化してはどうか伺う。

## 総務企画課長

村の例規集に掲載している条例及び規則については、今後、各課において見直し作業を行い、必要により廃止の手続きを行っていききたい。

## 一般質問

— 3

1 番 相 原 和 之



1 地上デジタル放送について

二〇一一年七月二十四日でテレビのアナログ放送が終了となり、地上デジタル放送に移行するが、村内全戸が受信できるようにするべく早期に整備し、視聴できない時期や地域のないようにしなければならぬと考え、村としてどのように考えているのか伺う。

## 総務企画課長

本村の多くが山間地域なので、地形的に電波の受信が困難な地域が多い現状にあることから、村ではこれまで関係機関等から情報を収集するとともに、視聴できない地域が発生しないよう働きかけを行ってきた。

今後関係機関と連絡を密にして放送開始まで村内のすべての地域で受信環境が整うよう努めていく。

## 再質問

村内四地区の放送は、いつごろまでに見られるようになるのか。さらに集落別に、いつごろまでには見られるようになりますという情報をまず開示して、整備を進めていかなければ、住民みんなが不安になってしまう

と思うので今後の対応について伺う。

## 総務企画課長

中継局については、放送事業者で設置する。

北山地区の中継局は、柳津あるいは若松のほうから受信可能だと言えらると思う。

ただし、北山地区でも新たな難視聴の箇所が予想されるところは、電波発射の状況、受信の状況を見て対応する。

大塩地区は、NHKの共聴アンテナを、平成二十一年に整備する予定である。中継局は柳津からなので、整備済である。ただし、大塩地区も部分的に新たな難視聴が発生するので、今後対応していく。なお、共同アンテナで整備する部分、有線の部分については、今年中に大丈夫だと思う。

松原地区は、受信の中継局が東裏磐梯になる。今年中に整備するようになっていくので、共同アンテナの部分、大丈夫だと思う。

裏磐梯地区は、受信の中継局が裏磐梯なので、平成二十二年に整備する予定となっている。裏磐梯は、共同の受信のアンテナ等を設置していないので、電

波を発射してみてもその状況により新たな難視聴の部分が出てきた場合は、平成二十二年中に対応を考えている。

長峯地区は、新たな難視聴地帯になると思うので、辺地計画の中で平成二十二年に共同のアンテナを立てる計画をしている。

小野川地区は、平成二十二年に中継局からの電波が発射されたところで受信状況等を見て対応していく。

## 村長

地上デジタル放送の関係は、電波を発信してみないとわからないという状況なので、国が責任を持って二〇一一年七月二十四日までには完全に受信できるように体制をとられるように陳情を重ねていく。新過疎法の問題も出てきているので、国が責任を持って、全地域が映るような施策を講じてもらうように強く求めていく。

## 再々質問

地上デジタル放送について、村民の方々へ広報等で周知すべきだと思うが何う。

## 総務企画課長

村民の方の不安を取り除くため、混乱が生じないように正確な情報を周知できるように広報等を行なっていく。

## 2 火災建物の対応について

剣ヶ峯地区において平成二十年十月に発生したホテル火災建物が、現在もそのままの姿で残っている。国立公園として多くの観光客を迎えている地区であり、更には国道四五九号線沿いでもあり、速やかに国立公園に見合ったものにすべきと考えるが、村としてどのように考えているのか何う。

## 観光政策課長

火災建物の対応については、裏磐梯の中でも最も観光客の多い地域であるから、村では昨年十月の火災発生の直後、建物所有者に対し建物の処理についてお願いしてきたが、今後も早期に対応できるように引き続きお願いをしていく。

## 再質問

火災から既に五ヶ月間経って

いるが、どれだけ進歩があったのか。さらに、今後どういう話し合いをしていくのか何う。また、火災建物の対応について、どういうやりとりになっているのか何う。

## 観光政策課長

裏磐梯は、国立公園法、自然公園法の中なので、法律の網がかぶっている。景観上の問題があるので、所有者に電話で進捗状況を確認しているが、いろいろな問題があり進んでいない。

## 再々質問

裏磐梯地区で建物を建てて事業をする際には、どれだけ規制をかけられても一生懸命やっている。裏磐梯の観光地のために、所有者に勧告するのが、行政として、環境省としての仕事ではないか。前向きに考えていかないと裏磐梯はだめになってしまふと思うが何う。

## 観光政策課長

関係機関と一緒に、前向きに対応を考えていきたい。

## 3 風・雪害等による倒木の対応について

村内の沿道に風・雪害等による倒木が点在しており、多くの観光客の視界に入っているとと思われる。裏磐梯区域において倒木のある土地は私有地等もあるが国立公園内でもあり、自然景観の素晴らしさを最大の特徴としている観光地として速やかに対応すべきと考えるが、村としてどのように考えているのか何う。

## 観光政策課長

環境省と協議した結果、道路通行に支障があるか、人命に危険を及ぼすおそれがある場合など以外は倒木の処理は認めないということであり、特に湖岸は第一種特別地域であり許可は難しいとのことである。

私有地や私有財産に行政が関与することは困難であると考えている。

## 再質問

行政としてできないなら、民間の人たちや一般の人たちは、なおさらやることはできないと

思う。環境省も行政も知らないとなれば、今後、裏磐梯は、やっていけないし、行政もそんな考えでやっていたら駄目だと思うが考えを伺う。

## 観光政策課長

倒木についても自然公園法の中にあるため、簡単に村や、国県でもできないこともあるので、ご理解を頂きたい。

## 村長

建物火災の後の問題、雪害による倒木の問題については、所有権の問題、行政指導の問題があるが、皆さんの意見を大切にしながらできるものから一つずつ解決していきたい。

## 一般質問 4

5番 遠藤 春雄



## 1 村営グラウンドに、ナイター設備の検討について

村営グラウンドに再度ナイター設備の検討があるか伺いたい。

### 教育課長

村民グラウンドの照明灯整備については、以前、照明灯を設置する計画で検討したが、グラウンド周辺の農作物に被害を及ぼすので取り止めてほしいという周辺地域の地権者からの強い申し入れがあったので断念した経緯がある。

周辺状況はまったく当時と変わらないので、照明灯の設置は考えていない。

## 再質問

もう一度被害調査をして、村営グラウンドにナイター設備が必要だと思うが伺う。

また、ナイター設備を設置すれば各種団体など有意義に利用する価値があるのではないかと思うが伺う。

最後に、さくら小、一中のグラウンドが狭いので付けられないのであれば、大塩の跡地グラウンドへの設置も検討する必要があるが

ると思うが伺う。

### 教育課長

村民グラウンドの周りの被害の影響調査等をし、検討してもらいたいということだが、当時、周りの地権者のかたから、ハウス栽培等をしているので、どうしても日照時間の関係で影響を及ぼす。同時に、当時、喜多方若松間にある二十四時間営業のガソリンスタンドを経営している周辺でも、ナトリウム灯で水稲被害があり、その補償問題までになったこともあったので断念したものである。

それから各種団体のスポーツの利用価値については、必ずしも夜中までやるものではないので、費用対効果を踏まえながら対応していきたい。

## 2 防災対策について

高齢者世帯、七十歳以上一人暮らしの世帯に火災報知機の設置対策について伺いたい。

### 住民ふれあい課長

平成二十年、二月、三月に、村社会福祉協議会が、社会福祉法人福島県共同募金会の地域住民とともに取り組む安心・安全

なまちづくり助成事業を利用して、村内の六十五歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯、身体障害者三級以上の世帯、要介護三以上の方の希望する家庭へ消防団の協力を得て百七十四世帯に設置している。

また、残りが三十世帯ほどあるが、今後、社会福祉協議会と村が連携を図りながら、高齢者世帯に届くように対応したい。

## 再質問

平成二十三年度までは、設置が義務づけられるので、ひとり暮らしの高齢者世帯には早急につけるべきと思うが伺う。

### 住民ふれあい課長

残る三十世帯については、早急に対応したい。また、ニーズを把握し、生活困窮者についても対応していきたい。

## 一般質問 5

3番 五十嵐 善 清



### 過疎対策について

① 過疎法（過疎地域自立促進特別措置法）が平成二十二年三月三十一日で失効するが、新たな過疎法制定に向けた県や村の取り組みの状況と村長の考えを伺う。

② 当村の過疎地域自立促進計画は、期限内に計画通りに達成できるか、又、今後も過疎対策として「人づくり」が重要課題の一つとして事業推進すべきと思うが、村長の考えを伺う。

### 総務企画課長

過疎地域自立促進特別措置法は、平成二十二年三月末で期限切れとなり、村では昨年から関係機関とともに新過疎対策法制定を求める決議や要望活動を行

なってきたところである。

新過疎法は必ず制定させなくてはならない重要案件であり、今後も関係機関などと連携して、要望活動を実施していく。

次に、村の現在の過疎地域自立促進計画の達成見込みについては、おおむね計画どおりに実施する見込みである。

また、人づくりについては、新過疎法制定が実現された場合、これに基づき、過疎法の中に取り込んでいく必要があると考えている。

## 再質問

携帯電話のエリア外の問題については、過疎自立促進計画の中にあるとおり、計画どおりに平成二十一年には解消できるようにすべきだと思うが、どのように今検討しているか、進捗状況を伺う。

少子高齢化対策として、維持管理費用に大変な部分も出てくるところなので、ランニングコスト等を、新過疎法でも適用できるように要望にしたいが、村の過疎地域の負担をなるべく少なくするため、その適用範囲を広げるとは、どのように、また、

既に要望しているのか伺う。

次に、優秀な人材を育てるために、村の活性化になるような条件をつけて、授業料の免除とか、補てんをするなど過疎対策の人づくりの一環とした予算の使い方も必要ではないかと思うが伺う。

## 総務企画課長

携帯電話については、部分的に入らない地域も若干あるので、今後、各事業者の方をお願いをしていきたい。

次に、ランニングコスト関係については、村長が各中央、県などに外向き、新規の施設導入やランニングコスト的な維持経費についても過疎法で見てもらうよう要望している。

人づくりについては、人材育成という言葉を使い、新過疎法の中に盛り込むよう強く要望している。授業料の免除や補てんについては、今、お答えできないが、人づくりについても力を入れていきたい。

## 再々質問

当村の計画では、将来の人づくりを目的として海外、国内交

流を推進するということになっているが、日本経済が不景気になっている中で、経済的な理由で参加できない子供がでてくると思われる。親の負担を軽くできるように近いところで実施するの、人に優しい村づくりになると思うが、どのように検討しているのか伺う。

## 村長

海外交流事業では、全員が参加できればいいことだが、行政が丸抱えでやるということも大きな問題である。

また、交流事業の目的地については徐々に検討していく。

## 一般質問

— 6

2番 蟹巻 尚武



(1) 大塩地区未整備箇所について

- ① 村道大塩、北山線、下六郎屋敷地内の法面復旧について、今後の予定を伺う。
- ② 大塩中地区内長泉寺の坂のガードレール復旧について、今後の予定を伺う。
- ③ 大塩下地区内欠の上における村道昇格について、今後の予定を伺う。
- ④ 村道大塩、北山線、下六郎屋敷地内の側溝整備について、今後の予定を伺う。

## 産業政策課長

村では、限られた財源の中から現地調査をし、緊急性の高い箇所から整備しているので、質問のあった三箇所については、今すぐ交通に支障をきたさないで、今後検討したい。

村道昇格については、村道路線認定基準によると幅員五メートル以上、且つ人家十戸以上となっており、要件に満たされていないため、村道認定は難しい状態である。

## 再質問

村道大塩北山線下六郎屋敷の法面復旧のことだが、重要幹線生活道路であり、遮断されると

通学・通勤にも影響があるので、早急に村の事業として予算化すべきだと考えるが伺う。

次に、村道大塩寺線の道路勾配は、急であり路肩は崩壊、ガードレールの支柱は脱落していて、とても危険な状態なので予算化すべきだと考えるが伺う。

また、大塩下地区の欠の上の道路については、農業用等の第三者の通行もあり、下水道管も埋設してあるので、村道昇格を認めてもらいたいと伺う。

最後に、村道大塩北山線下六郎屋敷の側溝の整備については、豪雨のたびに雨水がオーバーフローし、水田への被害をもたらしているため、予算化すべきだと考えるが伺う。

## 産業政策課長

北山大塩線の法面復旧については、ある程度盛土等で対応できると思うので今後検討したい。

大塩寺線のガードレールは、除雪などで若干押して曲がってしまったが、今すぐ交通に支障をきたすことはないと思う。

大塩下地区欠の上の道路については、村道認定の基準があるので、現段階では無理だと思う。下六郎屋敷の側溝の整備については、大雨の時は集中して国

道の方まで流れてくるが、通常は影響ないと思う。

## 再々質問

村道大塩北山線の下六郎屋敷地内の側溝整備については、中山間等の予算で組めないものか伺う。

## 産業政策課長

側溝整備は、中山間事業でもできと思うので協定している地区と協議してほしい。

(2) 北塩原一中における通学路の安全性について

校舎より国道四五九号線までの街灯設置の必要性を当村はどの様に考えているのか伺う。

## 教育課長

第一中学校校舎から国道四五九号線接続区間の防犯灯設置については、通学路の安全確保の観点から、今回、議案の一般会計当初予算に計上している。

## 3月定例議会で次の案件が可決されました。

| 議案番号    | 件 名                              | 内 容                                                                                                                   |
|---------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議案第 2 号 | 村長等の給与の特例に関する条例                  | 給料月額から村長20%、副村長 5 %、教育長 5 %を削減するもの。                                                                                   |
| 議案第 3 号 | 北塩原村診療所指定管理者の指定について              | 平成21年 3 月31日をもって期間満了となるため、現在の指定先である財団法人脳神経疾患研究所を再指定するもの。                                                              |
| 議案第 4 号 | 北塩原村過疎地域自立促進計画の変更について            | 北塩原村過疎地域自立促進計画に民間保育所整備、曽原湖畔ウォーキングコース再整備、消防施設整備の計画を追加するもの。                                                             |
| 議案第 5 号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について         | 長峯辺地に係る栈橋・浜、道路、集会所・消防ポンプ格納庫、地デジ共同アンテナ整備など総合整備計画の策定について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるもの。 |
| 議案第 6 号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例      | 人事院勧告に基づき、1 日の勤務時間を 7 時間45分とするもの。                                                                                     |
| 議案第 7 号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例            | 人事院勧告に基づき、職員の超過勤務手当の支給割合を変更するもの。                                                                                      |
| 議案第 8 号 | 北塩原村介護保険料軽減臨時特例基金条例              | 介護報酬の引き上げに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための基金を設置するもの。                                                                             |
| 議案第 9 号 | 北塩原村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例      | 平成21年度より公的年金から住民税を特別徴収することとなっているところ、平成23年度から実施するよう改正するもの。                                                             |
| 議案第 10号 | 北塩原村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 | 児童福祉法改正に伴い、所要の改正を行う。国の新設事業である小規模住居型児童育成事業（ファミリーホーム）を行うものに対しては、その制度で医療費の全額が支給されるため、ひとり親家庭医療費では助成しない旨を定めるもの。            |
| 議案第 11号 | 北塩原村ディサービスセンター条例の一部を改正する条例       | 指定管理者制度により社協に委託しているディサービスセンター事業について、現在、利用者の利用料は村で徴収、食事代は社協で徴収しているが、これを社協で一括徴収するよう改正し、利用者の利便性を図るもの。                    |
| 議案第 12号 | 北塩原村介護保険条例の一部を改正する条例             | 平成21年度から23年度までの第 4 期介護保険事業計画における第 1 号被保険者の介護保険料を定めるもの。                                                                |
| 議案第 13号 | 平成20年度北塩原村一般会計補正予算（第 7 号）        | 歳入歳出予算それぞれ66,273千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2,717,478千円とするもの。                                                                  |

| 議案番号    | 件 名                              | 内 容                                                |
|---------|----------------------------------|----------------------------------------------------|
| 議案第 14号 | 平成20年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算(第4号) | 歳入歳出予算それぞれ38,367千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ388,790千円とするもの。 |
| 議案第 15号 | 平成20年度北塩原村老人保健特別会計補正予算(第2号)      | 歳入歳出予算それぞれ12,135千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ52,794千円とするもの。  |
| 議案第 16号 | 平成20年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)    | 歳入歳出予算それぞれ4,166千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ250,004千円とするもの。  |
| 議案第 17号 | 平成20年度北塩原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)   | 歳入歳出予算それぞれ4,251千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ24,886千円とするもの。   |
| 議案第 18号 | 平成21年度北塩原村一般会計予算                 | 歳入歳出それぞれ2,514,309千円と定めるもの。                         |
| 議案第 19号 | 平成21年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計予算        | 歳入歳出それぞれ350,396千円と定めるもの。                           |
| 議案第 20号 | 平成21年度北塩原村簡易水道事業費特別会計予算          | 歳入歳出それぞれ100,456千円と定めるもの。                           |
| 議案第 21号 | 平成21年度北塩原村老人保健特別会計予算             | 歳入歳出それぞれ1,219千円と定めるもの。                             |
| 議案第 22号 | 平成21年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計予算      | 歳入歳出それぞれ290,743千円と定めるもの。                           |
| 議案第 23号 | 平成21年度北塩原村簡易排水施設事業特別会計予算         | 歳入歳出それぞれ1,449千円と定めるもの。                             |
| 議案第 24号 | 平成21年度北塩原村農業集落排水事業特別会計予算         | 歳入歳出それぞれ52,944千円と定めるもの。                            |
| 議案第 25号 | 平成21年度北塩原村介護保険事業特別会計予算           | 歳入歳出それぞれ239,933千円と定めるもの。                           |
| 議案第 26号 | 平成21年度北塩原村後期高齢者医療特別会計予算          | 歳入歳出それぞれ26,326千円と定めるもの。                            |

## 2月臨時会(2月27日)で次の案件が可決されました。

| 議案番号   | 件 名                     | 内 容                                                   |
|--------|-------------------------|-------------------------------------------------------|
| 議案第 1号 | 平成20年度北塩原村一般会計補正予算(第6号) | 歳入歳出予算それぞれ198,736千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2,651,205千円とするもの。 |



## 国土交通省・環境省・福島県選出衆・参議院国会議員へ要望書を提出

平成21年1月20日、村と村議会では国土交通省などに要望書を提出してきました。

### 《要望事項は次のとおり》

- (1)一般国道459号線裏磐梯地区渋滞解消と交通安全の確保のための歩道整備について
- (2)主要地方道会津若松・裏磐梯線（松原～細野間）の道路改良工事について
- (3)「五色沼自然探勝路」の景観について

## 陳情・請願

### ★採択となったもの

○雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書提出の陳情について

〈陳情者〉

喜多方市岩月町宮津道下東

五八一七一一

日本労働組合総連合会福島県連合会 耶麻喜多方地区連合

議長 秋山 光晴

### ★趣旨採択となったもの

○現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書

〈陳情者〉

福島市渡利字館九七一二

福島県保育連絡会

世話人代表 大宮 勇雄

### ★不採択となったもの

○福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

〈陳情者〉

喜多方市岩月町宮津道下東

五八一七一一

日本労働組合総連合会福島県連合会 耶麻喜多方地区連合

議長 秋山 光晴

## 意見書

○雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書

内閣総理大臣宛ほか三名

## 編集後記

議会は、皆さまの声を村政に反映する大切な機関であり、何が議論の中心になり、どのように話合われたのかを住民の方々に伝えるのが「議会だより」です。皆様方から、議会だよりに対する率直なご意見をお寄せください。

## 編集委員

委員長 酒井 作男

副委員長 五十嵐正典

委員 五十嵐力雄

委員 蟹巻 尚武

委員 小椋 眞